



内閣府（防災担当）

中央防災会議  
防災対策実行会議  
「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」  
（第16回）  
議事概要について

1. ワーキンググループの概要

日 時：平成25年10月29日（火）10:00～12:00

場 所：中央合同庁舎第5号館3階 内閣府防災A会議室

（出席者：増田主査、吉井副主査、阿部、大原、翁、田和、中林、橋本、  
林（春）、久田各委員、東京都、横浜市  
古屋内閣府特命担当大臣（防災）、亀岡内閣府大臣政務官  
日原政策統括官、他）

2. 議事概要

「検討対象とする地震」について事務局より資料の説明が行われた後、各委員に御議論いただいた。「被害想定等の作業状況」について事務局より資料の説明が行われた後、各委員に御議論いただいた。「最終報告（たたき台）」について事務局より資料の説明が行われた。

委員からの主な意見等は次のとおり。

- 海溝型の大正関東クラスの発生について今後100年間ぐらい考えなくてよいとすれば、対策を考えるほうから見るとすごく割り切りができるが、一方で地震調査委員会は、30年発生確率を0～2%と出している。こういう発生確率との関係を見ると、ゼロとしてよいのかということになる。同じような考え方をすれば、活断層型のものは発生確率が2%にも達しないものが多いことから、当面、対策は考えなくていいというような方向に進んでいくことはないか。
- 資料によって、マグニチュード7はフィリピン海プレート内の地震と限定しているものと、フィリピン海プレート内の地震、プレート境界の地震、地殻内の地震と3つ書いてあるものがある。過去の地震を見てもフィリピン海プレート内の発生確率が一番高いと思うが、これはどちらなのか。
- 対策を打つ側から言えば、当面は都区部直下の地震というものに絞り込んで、起こり得ることを想定していけばよいのではないか。そのときに全て内閣府がやるというよりは、これらをデータとして、あるいはモデルとしてそれぞれの関係者にお渡しし、互いに協力することで、もっと詳細なシナリオにしていけばよいのではないか。
- 相模トラフ沿いの大規模地震については100年のスパンで考えるから、津波そのものよりは、大規模高潮災害のほうがむしろ首都圏にとっては大きな被害があるのではないか。首都圏の防災のあり方について、いろいろなハザードを視野に入れ、大幅な都市機能の移転も含めて考えていく必要があるかもしれない。

- 都区部直下の地震での対策は短期というか、今の都市構造の中でどれだけ被害を減らしていけるか、立ち直りを確実にしていくかという視点。相模トラフ沿いの大規模地震の対策については、都市構造のあり方そのものも含めてかなり抜本的に考え直す必要がある。それは総合的な視野で防災を、首都直下地震というくりではなくて、どちらかと言えば首都防災とか首都圏防災とか、そういう意味での視点が必要なのではないか。
- 平成18年に策定された首都直下地震の地震防災戦略には、例えば住宅の耐震化率については平成27年度末まで90%を目指すという数値も入っており、3年ごとに達成目標のフォローアップを行うということも明記もされている。そういう意味で既存の戦略を評価して、次の対策に役立てていくことも必要ではないか。
- 例えば、首都直下地震の地震防災戦略において、目標を達成できていない事項について、その理由が法整備の問題なのかお金の問題なのかなど、明らかにしたほうが、今後の対策も打ちやすいのではないか。
- 東日本大震災に誘発される可能性のある延宝房総沖地震は100年よりももっと前に起きる可能性があると思われる。そうすると、津波対策というか、海岸線の防災対策の取り組みということでは、忘れてはならない地震であり、どこまで被害想定するかは別として、被害想定の中に入れておくべきではないか。
- 海岸線の防災という意味では、複合災害として地震の後に台風が来るのが一番水の影響を受けやすくなる可能性があると思われる。単独では3メートル、4メートルの津波は何とかなっても、地震の後だとそうでもないかもしれない。複合災害というようなことをきちんと位置づけておくことが大事ではないか。
- 耐震化率100%での揺れによる全壊棟数が示されているが、耐震化というのは普通に考えると、100%なら全壊しないと思うのではないか。この部分はリスクコミュニケーションに非常に関連する部分であり、耐震化率100%であっても、全壊するというのもきちんと説明しておかないと、誤解してしまう。
- 耐震化率とも関係するが建築基準法は最低限の基準であり、耐震等級は1であるから2、3と上げていけば当然、被害は下がる。首都の建物は耐震を最低限の基準より上げるのだというくらいのことをうたっていたほうがよいのではないか。また、この耐震化率については誤解を招きやすいので、あくまで最低の基準であるということを明確にすべき。
- 阪神大震災以降、81年の新耐震基準に適合するように耐震改修してきたが、81年というのは32年前であり、80年代に建てた建物もそろそろ更新するか、大幅修理するかという時期に差しかかっている。その誘導をどういうふうに通っていくかで、新耐震よりも耐震性を上げる建物の建て方につながるのではないか。
- 震度分布の想定パターンについて、同じプレート内部で震源が少し移動した途端、同じ震度なのに、こんなにも揺れが変わってしまうのはなぜかというところを説明しないと、全然別の地震を想定しているのではないかと思われるのではないか。
- 統計的に推定できるような被害だけを計算するのはいいが、激甚ケースというものをもう少し別の形で考えたほうがいいのではないか。例えば、火災延焼で火災旋風が起きるかもしれないということも含めて、定量的にはなかなか難しいかもしれないし、これからいろいろ研究しなければいけないかもしれないが、そういうものも含めてどういう激甚ケースがあるのかということを考える必要があるのではないか。
- 被害想定の際、30年以上前につくられた基準で耐震化を図っていると、劣化の問題やさまざまな規制の強化が行われていることが、うまく反映されないのではないか。つまり81年以降の建物は全部大丈夫というふうに通解されるおそれがあるので、ある程度理論的に推定できることであれば、仮置きでもいいからそういう被害の数値を出して、その後の対策に結びつくような形のモデルをつくるべき。

- リスクコミュニケーションという観点から、個人や個別の企業体がいろいろ考えていく際に、被害想定に用いるいろいろなパラメーターを組み込めば、自ら被害想定を行うことが可能となるのではないか。そういうものをもっと開放することで一人一人がもう少し頑張って防災性能を上げるということや首都直下地震の影響というものはかり得ることができ、今までの被害想定とは違うものになるのではないか。
- 当面、関東地震は100年ぐらいいはないという整理にするのであれば、被害想定の中で大正型関東地震についての人的被害、建物被害を都県別にまで検討する必要はないのではないか。それぞれの都道府県では、既に中央防災会議の指示に基づいて最大規模の地震を想定し、それぞれ被害想定を行っているので、それと齟齬が生じる。
- リスクコミュニケーションの観点から、交通渋滞の問題を縮小できれば、火災の被害や死亡人数は相当変わってくるなど、重要な防災対策の1つであるということを強調してもよいのではないか。

<本件問い合わせ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付

調査・企画担当 参事官補佐 田村 英之

主査 杉本 正和

TEL : 03-3501-5693（直通） FAX : 03-3501-6820